

## 平成 26 年第 4 回野洲市議会定例会提出案件

### 1 決算認定 11 件

- 議第 52 号 平成 25 年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 53 号 平成 25 年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 54 号 平成 25 年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 55 号 平成 25 年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 56 号 平成 25 年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 57 号 平成 25 年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 58 号 平成 25 年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 59 号 平成 25 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 60 号 平成 25 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 61 号 平成 25 年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 62 号 平成 25 年度野洲市水道事業会計決算の認定について

### 2 補正予算 6 件

- 議第 63 号 平成 26 年度野洲市一般会計補正予算（第 2 号）

#### ① 予算額

- ・補正前予算額 19,165,601 千円
- ・補正額 301,686 千円
- ・補正後予算額 19,467,287 千円

#### ② 補正の概要

##### 【歳入】

- ・主要法人の減収見込による法人市民税の減額。(△265,000 千円)
- ・普通交付税額の確定(219,080 千円)、臨時財政対策債発行可能額の確定(△57,279 千円)及び減収補てん特例交付金の確定(2,018 千円)。
- ・就園奨励事業の拡充による減免額の増加に伴う幼稚園使用料の減額。(△13,133 千円)
- ・マイナンバー制度開始に対応する社会保障・税番号制度システム整備費補助金を計上。(12,080 千円)
- ・国の制度改正等による新規事業に対応するための財源として、財政調整基

金繰入金を計上。(60,000千円)

- ・平成 25 年度介護保険事業における決算額の確定に伴う介護保険事業特別会計からの繰入金を計上。(9,910千円)
- ・高齢者肺炎球菌予防接種にかかる自己負担金を計上。(3,470千円)
- ・平成 25 年度学童保育所指定管理料の確定に伴う返納金を計上。(12,162千円)

**【歳出】**

- ・平成 25 年度決算剰余金の 1/2 相当額を財政調整基金へ積立て。(185,000千円)
- ・北部合同庁舎の雨漏れによる屋上等の防水改修工事設計委託料を計上。(2,318千円)
- ・旧東消防署跡地に埋設する水道管の移設にかかる補償金を計上。(5,000千円)
- ・野洲駅南口周辺における市有地の適正管理を進めるため、J R敷地との境界にかかる測量委託料を計上。(2,646千円)
- ・社会保障・税番号(マイナンバー)制度の開始に向けた基幹系システムの改修費用を計上。(28,489千円)
- ・障害者総合支援法に基づく放課後等デイサービス事業の利用者の増加に伴う給付費の増額。(32,000千円)
- ・旧野洲第二保育園園舎の解体工事にかかるアスベスト調査委託料(195千円)及び設計委託料(1,696千円)を計上。
- ・高齢者の肺炎球菌及び小児の水痘予防接種が定期化されたことによる医療機関への委託料の増額。(29,854千円)
- ・農地・水保全管理支払制度の拡充及び参加集落の増加による負担金の増額。(5,481千円)
- ・消防団の新入団員の増加に伴う貸与する制服購入費の増額。(1,554千円)

**□議第 64 号 平成 26 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)**

①予算額

- ・補正前予算額 4,812,360千円
- ・補正額 113,195千円
- ・補正後予算額 4,925,555千円

②補正の概要

**【歳入】**

- ・平成 25 年度における特定健診及び特定保健指導の受診率が好調であったことによる国及び県の特定健康診査事業等にかかる負担金の増額。(国:1,857千円、県:1,857千円)
- ・交付決定による前期高齢者交付金の減額。(△403千円)
- ・保健事業支援システムの追加導入費等にかかる県特別調整交付金の増額。(1,228千円)

**【歳出】**

- ・国保情報データベースシステムのバージョンアップにかかる負担金の計上。(729 千円)
- ・特定保健指導や医療費分析に用いる「保健事業支援システム」の追加導入費等の計上。(1,228 千円)
- ・平成 25 年度決算剰余金の 1/2 相当額を国保財政調整基金へ積立て。(67,200 千円)
- ・平成 25 年度療養給付費等負担金の精算に伴う国庫返還金の計上。(45,132 千円)

□議第 65 号 平成 26 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

①予算額

- ・補正前予算額 458,683 千円
- ・補正額 9,332 千円
- ・補正後予算額 468,015 千円

②補正の概要

**【歳入】**

- ・決算剰余金の計上により不用となる一般会計繰入金（事務費分）を減額。(△117 千円)

**【歳出】**

- ・出納整理期間中の保険料等収入額相当分に対する広域連合納付金を追加。(9,332 千円)

□議第 66 号 平成 26 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

①予算額

- ・補正前予算額 3,498,261 千円
- ・補正額 11,000 千円
- ・補正後予算額 3,509,261 千円

②補正の概要

**【歳入】**

- ・平成 25 年度介護給付費等の確定に伴う地域生活支援事業交付金（国、県）及び社会保険診療報酬支払基金交付金について、法定負担分の過不足額について精算。(8,438 千円)

**【歳出】**

- ・平成 25 年度介護給付費及び地域支援事業等の確定に伴う国、県及び社会保険診療報酬支払基金との法定負担分の過不足について返還。(1,090 千円)
- ・平成 25 年度精算分に係る一般会計繰出金の計上。(9,910 千円)

□議第 67 号 平成 26 年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第 1 号）

①予算額

- ・補正前予算額 10,593 千円
- ・補正額 13,895 千円
- ・補正後予算額 24,488 千円

②補正の概要

- ・さくら墓園排水計画に基づき、今後の調査内容等を明確にするための墓石傾き調査業務委託料を計上。(700 千円)
- ・決算剰余金を墓地公園整備基金に積立。(13,195 千円)

□議第 68 号 平成 26 年度野州市水道事業会計補正予算 (第 1 号)

【収益的収入及び支出】

[収入]

- ・補正前予算額 897,537 千円
- ・補正額 0 千円
- ・補正後予算額 897,537 千円

[支出]

- ・補正前予算額 858,987 千円
- ・補正額 △400 千円
- ・補正後予算額 858,587 千円

(補正の概要)

- ・資本的支出増に伴う納付税額の減 (△400 千円)

【資本的収入及び支出】

[収入]

- ・補正前予算額 30,566 千円
- ・補正額 5,000 千円
- ・補正後予算額 35,566 千円

(補正の概要)

- ・旧東消防署関連配水管移設工事負担金 (5,000 千円)

[支出]

- ・補正前予算額 242,184 千円
- ・補正額 5,400 千円
- ・補正後予算額 247,584 千円

(補正の概要)

- ・旧東消防署関連配水管移設工事 (5,400 千円)

**3 条例改正 5 件**

□議第 69 号 野州市住民投票条例の一部を改正する条例

外国人登録法の廃止により外国人投票資格者の把握が困難な状況となることから、住民基本台帳から把握できるよう、所要の改正を行う。

①概要

第3条 投票資格者（野洲市に住所を有する年齢満18歳以上の者で、次のいずれかに該当するもの）

・ **日本国籍を有する者** 野洲市に住民票が作成された日から引き続き3箇月以上本市の住民基本台帳に記録されている者（実質的な変更なし）

・ **日本国籍を有しない者**

ア 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者又は出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者であって、本市に住民票が作成された日から引き続き3箇月以上本市の住民基本台帳に記録されているもの（実質的な変更なし）

イ 出入国管理及び難民認定法別表第1及び別表第2の上欄の在留資格（アの在留資格を除く。）をもって在留し、本市に住民票が作成された日から引き続き3年を超えて本市の住民基本台帳に記録されている者（実質的な変更あり）

②施行日 公布の日

#### □議第70号 野洲市福祉事務所条例及び野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」の成立に伴い、所要の改正を行う。

①改正条例

(1) 野洲市福祉事務所条例（第1条）

(2) 野洲市福祉医療費助成条例（第2条）

②概要

(1) 「母子及び寡婦福祉法」→「母子及び父子並びに寡婦福祉法」

(2) 父子家庭の定義の改正

③施行日 平成26年10月1日

#### □議第71号 野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例

保育区分等の整理及び明確化を行うとともに、野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会からの提言を受け、所要の改正を行う。

①主要内容

・ 第11条 保育区分の整理及び明瞭化

・ 第12条 区分ごとの保育料の額

・ 付則第3項 季節保育の保育料の段階的な引上げ

②施行日 平成27年4月1日、平成27年1月1日、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日

□議第 72 号 野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例

開発行為に伴い市に帰属することとなった公園を追加するため、所要の改正を行う。

施行日 公布の日

□議第 73 号 野洲市営住宅条例の一部を改正する条例

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、所要の改正を行う。

①内容

第 9 条第 2 項第 5 号

- ・「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」→「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」
- ・改正前の支援給付の受給者も入居対象者として規定

②施行日 平成 26 年 10 月 1 日

4 計画変更案件 1 件

□議第 74 号 新市まちづくり計画（市町村建設計画）の変更について

新市まちづくり計画（市町村建設計画）の一部を変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）附則第 2 条第 2 項の規定により効力を有する同法第 5 条第 7 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

5 人事案件 4 件

□議第 75 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員に推薦したいから、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

氏 名
なむら ただみつ 苗村 藏光（新）

※任期 平成 27 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日（3 年間）

□議第 76 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員に推薦したいから、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

氏 名
<small>なかた さちこ</small> 中田 幸子 (再)

※任期 平成 27 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日 (3 年間)

**□議第 77 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて**

下記の者を人権擁護委員に推薦したいから、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

氏 名
<small>たちいり ゆきもと</small> 立入 幸基 (再)

※任期 平成 27 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日 (3 年間)

**□議第 78 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて**

下記の者を人権擁護委員に推薦したいから、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

氏 名
<small>たなか え</small> 田中 ふじ江 (再)

※任期 平成 27 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日 (3 年間)